

# 「どんなときも、わたしは“わたし”として生きたい！」



大熊由紀子先生をスペシャルゲストにお迎えして、新春対談でのお話をさらに深くうかがいます。後半は“ヴィーガンコスメ”を使ったメイクアップ体験も！どんなときも、わたしが“わたし”として生きるためのヒントをみんなで楽しく学びませんか？

2024年4月20日(土) 14:00～16:00

@ 三茶しゃれなあどホール (スワン・ピーナス)

【講師】大熊由紀子さん 【参加費】500円

【参加申込先】email: setagaya@seikatsusha.net tel: 03-3420-0737



参加申込フォーム



## 都政と区政をつなぐ

第一回

## 区だけでは解消できない 火葬料金の抑制や火葬場不足

### ●「墓地、埋葬等に関する法律において、火葬場における火葬料金を届け出制とする法整備の推進を求める意見書」

都内民間火葬場の火葬料金適正化と、行政が運営主体となる公営火葬場の新規建設を求める陳情2件が提出され、11月の区民生活常任委員会で審査された結果、いずれも「趣旨採択」となり、火葬料金に関しては、国と東京都に対し、それぞれ対応を求める意見書を出されました。

区内及び近隣自治体に火葬場を新設する案は、長く議論が重ねられてきました。生活者ネットワーク世田谷区議団として

### ●「都内の民営火葬場の火葬料金の適正化を推進するよう求める意見書」

は、①現在「臨海斎場」の増築計画（大田区東海、2030年事業開始予定）が進められていること、②世田谷区内では現状、砧公園内しか条件を満たす候補地が無く、これは技術的にも近隣住民の合意形成の観点からも難しいこと、③火葬場をめぐる環境汚染対策の問題が残されていること、等を踏まえつつ、特に都市部で多死社会の進行に伴い増大するニーズに火葬キャパシティが追いついていないこと自体は、大変深刻な問題であるとの趣旨は理解することから、「趣旨採択」に賛同しました。

「化学物質の子どもガイドライン」の改定等、引き続き連携して課題改善を進めます。また、本年3月発行の「せたがや消費生活センターだより」に化学物質過敏症が取り上げられることになりました。回覧板等でお確かめください！



香害学習会の様子

## 都議会と連携した 香害の啓発について

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等に寄せられています。厚生労働省はじめ5省庁が作成した啓発ポスター「知ってください！！その香り困っている人もいます」を病院内へ掲示等を依頼する文書が日本医師会を通じて発出されました。一般質問では世田谷区からも玉川医師会等へ重ねて要請するよう求め、行うことになりました。都立病院については、生活者ネットワーク岩永都議が質問に立ち「職員に対して香りに注意するよう指導している。リネン類の洗濯には無香料洗剤を使用し、香りが治療に及ぼす影響を最小限に抑えた療養環境の確保をはかる」との答弁を得ています。東京都

## カンパをお願いします

生活者ネットワークの活動は、カンパとボランティアで支えられています。カンパは1口1,000円から、いくらでも、いつでも受け付けています。どうぞよろしくお願致します。

### 【ゆうちょ銀行】

世田谷・生活者ネットワーク  
記号) 00110-1-765709  
店名) 019 普) 0765709

※政治資金規程法により政治団体への匿名カンパは禁止されています。お振込の際には、ご住所、お名前、ご職業を明記いただくか、別途お知らせいただくようお願い致します。

世田谷区議会議員  
関口江利子



世田谷区議会議員  
おのみずき



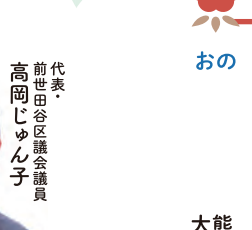
事務局長  
金井えり子



副代表  
田中みち子



代表  
高岡じゅん子



3 せたがや生活者ネットワークのルール

1 議員は交代制(ローテーション)

2 議員報酬は市民の政治活動資金に

3 選挙はカンパとボランティアで

03-3420-0737  
世田谷・生活者ネットワークHPからお問い合わせいただけます。

暮らしの中での困りごとなど、お気軽にご相談ください。

No. 209

2024年1月10日号  
【編集・発行】世田谷・生活者ネットワーク  
代表/高岡潤子  
〒154-0017 東京都世田谷区  
世田谷1-12-14 原ビル2階  
TEL: 03-3420-0737  
FAX: 03-3706-1744  
email: setagaya@seikatsusha.net  
http://setagaya.seikatsusha.me



世田谷ネット  
公式サイト

新春  
対談

## 区議会議員 関口江利子 × 国際医療福祉大学大学院教授 大熊由紀子 × 区議会議員 おのみずき

## 世田谷・生活者ネットワーク

「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」ができて3年。2024年度から第二期計画に入ります。認知症があっても誇りをもって自分らしく生きていく道を示したこの条例は、認知症を体験中の3人の方が条例検討委員会に参加し、昨年成立した認知症基本法にも大きな影響を与えました。この条例が成立した背景、現在の状況、これから目指すべき未来を、世田谷区議会議員の関口江利子・おのみずきが、認知症施策評価委員会の委員長・大熊由紀子さんとともに考えました。

## 「希望」という言葉に込められた思い

大熊 「希望条例」は、認知症の困りごとにだけ目を向けるのではなく、その方の希望を叶えるためにどうしたらいいかをみんなで考えていこう、という思想が根幹にあります。他の自治体の条例によくある「予防」や「安心」「優しさ」ではなく「希望」を選んだのは、条例づくりの検討委員会に参加した三人の認知症体験者だったのです。

関口 今でこそ、いきいきと暮らす高齢者の方の姿は珍しいと感じませんが、大熊先生がジャーナリストとして取材を始めた時代はかなり状況が違ったのでは？

大熊 1980年代の日本では、「寝たきり老人」と呼ばれる方々が老人病院に横たわり、お世話の手間が省ける「養老院カット」に寝間着でした。ところが、たとえばデンマークでは、同じ状態の人が、ヘルパーさんの助けで、独り暮らしでも自宅に住み、爪にマニキュアまで塗ってお洒落をしていました。そこで、日本独特の「寝たきり老人」は、「寝かせきり」にされた犠牲者という言葉を作って朝日新聞の社説やシンポジウムで発信しました。それが介護保険の仕組みやメニューづくりに反映されていきました。希望条例第二期計画には、ケアマネジャーやお医者さんたちプロが、「希望」という言葉に込められた意味を忘れず、当事者の意志や思いを尊重するように、と計画に書き込まれました。

## 認知症を身近に捉えるためには？

おの 認知症に対して、若い世代は「自分には関係ない」と考える方も多いのではと思います。希望条例の中には、一人一人が認知症について自分ごととして考え、この先の「そなえ」をすることを大切にしている」と明記されています。自分ごととして捉えるためにはどんな工夫が必要でしょうか？

大熊 認知症を体験中の元テレビディレクターや元社長さんが体験談を語るアクション講座が始まりました。子どもたちは「サインして〜」ととり囲むのです。その感動をご家族に話すことから、古い思い込みが変わっていきます。区内のあちこちに掲

げられている「希望の木」は認知症になった元美術の先生のアイデアです。せたがや福祉区民学会は毎年、大学で順繰りに開かれ、学会理事に大学生が加わって企画や運営に参加しています。

関口 例えば夜に公園におじいさんが一人でいたら、知識がないと「怖い」と思ってしまうかもしれませんが、知識があれば「家に帰る道がわからなくなっているのかな？」と気づけると思います。みんなで自然に声を掛け合い、助け合える地域づくりを希望条例で広げて行けたらいいですね。

## 2024年も区政に ジェンダーの視点と現場の声を

おの 介護は自宅で女性が担うもの、という思い込みもまだまだ根強いので、ジェンダーの視点も大切だと思います。高齢者、障害者、教育、スポーツなど、ありとあらゆる領域の施策に構造的な男女差別への配慮が足りません。私は今年、色々としりこみながら、すべての領域にジェンダーの視点をと「ジェンダー主流化」という言葉を使い質問してきました。道のりは遠いですが、データに基づいて丁寧に構造的差別を解体していくアプローチをしていきたいです。

関口 私は2024年も、変わらず訪問介護のヘルパーとして現場に立ちたいと思っています。ケアの中から当事者と家族の声を聞き、必要なことは議場に上げて制度で変えていく、ということを引き続き頑張っていきます。

大熊 現場のことをよくご存じの方が議会で発言するのはとても大事なことです。ケアの体験がない男性議員や、2年ごとに異動して専門性を身につける機会が乏しい行政職が多い中で、関口さんのような方が発言して下さるのはとてもありがたいです。介護職のお給料を上乗せした自治体もありますから、世田谷でも可能だと思います。介護職は、男性中心社会の中で価値が低く見られてきた構造的なジェンダー問題の犠牲者です。その結果、認知症の方を精神病院にいらるという日本独特の現象が起きてしまいました。お二人の働きで希望条例が目指す、だれもが地域で暮らし続けられる世田谷になることを期待しています。





関 eyes!

## 「ほっとスクール」と「新BOP学童クラブ」で始まるデリバリー弁当の質の保証

これまで原則保護者が用意してきた平時の「ほっとスクール」と長期休暇中の「新BOP学童クラブ」の昼食用弁当について、順次デリバリー弁当が利用できるようになります。区立小中学校の給食基準では、青果・肉類は国産であること、食品添加物は適正に使用すること、遺伝子組み換え表示のあるものは使用しないことなどが定められています。新しく始まるデリバリー弁当についても調理食材や調理方法への配慮を求め、新BOPについては、給食を基準とした委託業者選びがされていることを確認できました。また、まだ発注業者が決まっていない「ほっとスクール」でも前向きな回答が得られました。今回の質問では、区のほうでも業者選定要項や危機管理マニュアルなど改めて調べ直したことも多く、区の意識づけという点で意味ある質問になりました。



2023年11月28日～12月7日

## 第4回定例会が終了！

# 2023年最後の議会で取り上げたトピックをご紹介します！



### 関口江利子

福祉保健常任委員  
子ども・若者施策推進特別委員



### おのみずき

区民生活常任委員  
環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員

おの eyes!

## 子どもは「未熟な大人」じゃない！ 一人の「独立した人格」として権利を守れ！

### ● 児童相談所の理念と課題

世田谷区は、2020年4月に区独自の児童相談所を開設し、『子どもの権利が守られる児相にしよう!』という基本理念は開設から3年経った今も運営の軸となっています。しかし一方で、児相は「子どもの権利を守る」という最優先ミッションのために、子どもの安全が確保されるまでの間、子どもを親から引き離して一時的に保護したり、子どもの行動の自由を制限したりできる強い権限を与えられています。このために、世田谷区の児相でも、原則通学禁止の一時保護所に、学齢期の子どもが5か月間も留め置かれることになったケースや、保護者が里親による家庭的な養育を希望しても、遠く離れた自治体の児童養護施設への入所が決まってしまったケース等が発生しており、「子どもの権利」が十分に守られているとは言い難い状況です。質問では、次のような実際の子どもの紹介し、こうした問題に対する区の認識を追及しました。



毎日本当にやる事がなくて辛い。  
友達がいる学校に行かせてほしい。  
どうして自分たち子どもは何も悪いことをしていないのに  
閉じ込められ、大人たちは自由な生活を送っているの？  
(実際に世田谷児相に一時保護された子どもの声)

### ● 子どもが主体となる支援へ

11月に策定された「世田谷区教育大綱」にも明記されたように、子どもは「独立した人格」をもつ一人の人間です。上から目線でお説教したり、子ども抜きで決めたことをただ伝えたり、勝手に失望して関わることを諦めたりするのではなく、子どもの自己情報コントロール権や意見表明権の保障を進めるとともに、来年度から新しく導入される「意見表明等支援員」をはじめ、徹底した当事者主体の支援を実施するよう求めました。また、一時保護中の子どもについて、原則通学不可のルールをより柔軟に運用したり、オンラインで学校の授業に参加できる仕組みを整備したりする等、一人ひとりの状況に丁寧に寄り添った学習支援や通学支援を強化徹底するように併せて求めました。

区からも、『児童相談所が関わる子どもは一人ひとりが権利主体であり、権利擁護の仕組みについても、当事者主体という観点から制度を構築し、運用していくことが重要だ』との認識が示され、子どもの意見も丁寧に聞きながら準備を進めていく、との答弁がありました。今後、世田谷区の児童相談行政がどう改善されていくのか、引き続きチェックしていきます！



関 eyes!

## 念願の「手話言語条例」がついに制定！

生活者ネットワークが当事者の方々と共に長年取り組んできた「手話言語条例」が可決され、2024年4月から施行されます。この条例は、聴覚障害者が操る「手話」がただ単に障がい者間のツールではなく、言語のひとつであり文化として認めることを定めています。これに伴い、区が手話通訳者へ支払う報酬等が改善される見通しですが、一般的な通訳者と比べるとまだ不十分です。成り手不足の解消のためにも今後の処遇改善の道筋を立てることを求め、区からは「手話通訳者を、手話という言語と文化を理解した専門職として評価したうえで、今後、安定的に活動できるよう処遇改善を行うなど、取り組みを進めていく」との答弁を得ました。また、条例制定や2025年に東京都で開催される耳がきこえない人のスポーツの祭典「デフリンピック」の\*開催も踏まえた参加者体験型の啓発イベントについても求め、実施される見通しになりました。ご注目ください！

\*世田谷区では、駒沢オリンピック公園で陸上・ハンドボール・バレーボールが開催されますよ！



▲期間限定でオープンしたスタッフ全員が手話ができる「みるカフェ」

### 子どもの権利をめぐる主な出来事

1989年	「子どもの権利条約」が国連で採択される
1994年	日本政府が「子どもの権利条約」を批准する (=条約の内容を実行するよ、ということ)
2002年	「世田谷区子ども条例」施行 ↑令和7年度の改正に向けて議論が進行中
2020年	世田谷区児童相談所 開設
2021年	「東京都こども基本条例」施行
2023年	「こども基本法」施行、子ども家庭庁 発足 ↑国もようやく追いついた!



関 eyes!

## ヤングケアラーの早期発見と子どもを真ん中にした支援

障がい家族や高齢者の介護をしている子どもや若者は、本人が改善の必要性に気づいていなかったり苦しんでいても相談できなかったりするため、学校や地域でも気づかれにくくなっています。日常の様子を知っている訪問系介護員(ヘルパー)が有力な協力者となりえますが、利用者以外の情報を口外することは高いハードルです。気になる子どもの情報を共有しても良いことを意識付け、ケアマネ(高齢)・相談支援専門員(障がい)・ケースワーカー(生活困窮等)が共有することが非常に重要だと訴えました。その結果、早期発見の支援者として「被介護者の介護を担う福祉事業者」と漠然としていたものが「日ごろから当事者及びその家族と接点のある介護支援専門員(ケアマネ)や相談支援専門員、訪問介護員、ケースワーカー」と具体的に示されました。深刻な問題を抱える前から子どもたちを緩やかに見守り、家族や本人の状況に変化があった時に速やかに支援につなげられる環境づくりには、現場から細かく指摘していくことが大切です。



## 「ガザ地区に平和を」 日本政府へ提出！

### 「パレスチナ問題における人道的支援の継続と停戦に向けた主導的な働きかけを求める意見書」

パレスチナ自治区ガザにおける激しい攻撃が続いています。連日の悲惨なニュースを受け、日本国内でも各地で即時停戦を求める声が高まっています。こうした中、世田谷区議会からも、人道的支援の継続と恒久的な停戦を求め、主導的な役割を果たすよう日本政府に求めた意見書が、議員提出議案として審議され、全会一致で採択されました。複雑な歴史の中で一般市民が巻き込まれ、犠牲は増えるばかりです。世田谷からも声を上げていきます！

おの eyes!

## 多様な女性たちのエンパワーメントへ！ 地域からつくるジェンダー平等な社会

今年4月より、いよいよ「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)が施行されます。同法は、これまでずっと取り残されてきた“女性福祉”の分野に特化し、人権擁護と男女平等の実現を基本理念に掲げた初めての法律です。支援の現場を担う自治体として、地域特有のニーズを踏まえた「世田谷版基本計画」を策定するよう求めるとともに、多様な支援を包括的に提供する体制の構築にあたり、「地域で必要な人材を地域で育てる」との視座に立ち、女性支援に関わる人材の確保・育成施策を真剣に検討していく必要性を訴えました。

また、2003年から20年にわたって議会のパリティ(男女同数)を実現している神奈川県大磯町の事例を紹介し、ジェンダー平等社会の実現に向け、区内のカフェ等と連携することで身近な生活の中で、地域の人たちが出会い、つながり、安心して対話できる場の創出を応援すべきと提案しました。

女性支援の現場で働く人々も、不安定なお給料と身分保障がもらえなかったり本末転倒だよな。  
来年はこの問題にも取り組んでいくよ！



▲フラワー遊説でジェンダー平等を訴えるおのみずき